

広報紙の配布についてのお願い

横浜市では、市民生活に密接した情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお届けする広報媒体として「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様暮らしに関わる重要な制度情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様に配布することは市の責務であり、これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、あらためて令和 2 年度も全世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額※
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 2 年 5 月、8 月、 11 月、令和 3 年 2 月	4 円

※謝金額欄に掲げた金額は一部あたりの金額です。謝金額は令和 2 年度予算議決後に確定します。
謝金は実際にお配りいただいた部数について、年 2 回に分けてお支払いします。

2 送付時期と送付方法

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和 3 年 1 月号は、令和 2 年 12 月 29 日までにお届けします。

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります（報酬を配布担当のご本人が受け取る場合を除きます）。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの地域からの御相談が増えています。

民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お困りの場合は、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和 2 年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

4 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

市民局広報課 広報紙担当 TEL 6 7 1 - 2 3 3 2 FAX 6 6 1 - 2 3 5 1

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局総務課 広報等担当 TEL 6 7 1 - 3 0 4 1 FAX 6 8 1 - 7 3 8 8

令和2年2月18日

自治会・町内会長 様

横浜市旭区長 下田 康晴
横浜市市民局長 石内 亮
横浜市議会局長 屋代 英明

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

これらの媒体には、市民の皆様の暮らしに関する重要な制度やお知らせについても掲載しており、広く市民の皆様にお届けすることは市の責務であると考えております。

これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、令和2年度につきましても各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、配布員が確保できないなど、お困りの場合は、区役所広報相談係まで御連絡ください。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和2年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）※
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和2年5月、8月、11月 令和3年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますようお願いいたします。

(3) 配布時期

各世帯へ毎月1日～10日までの間に配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

ただし、令和3年1月号は、令和2年12月29日までにお届けします。

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数について、各団体宛に年度内に2回（令和2年10月と令和3年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

旭区区政推進課広報相談係 Tel954-6022 FAX955-2856

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります（配布に対する報酬をご本人が受け取る場合を除きます）。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。

(2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの地域からの御相談が増えています。

民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お困りの場合は、区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和2年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：旭区区政推進課広報相談係

Tel954-6022 FAX955-2856

市民局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局総務課 広報・報道等担当

Tel671-3041 FAX681-7388